



発言者	発言内容
1 開会	
【事務局】	・ただいまより令和7年度第1回龍ヶ崎市旅館等審議会を開会する。
2 挨拶	
【事務局】	◇配布資料の確認
【部長】	◇挨拶
3 委員紹介・事務局紹介	
【事務局】	・辞令交付
【部長】	・代表で田村委員
【事務局】	・委員紹介・事務局紹介
4 議事	
議案第1号 会長・副会長の選出について	
【議長】	・過半数に達している為、審議会条例第14条第2項の規定に基づき、会議が成立することを確認。 ・会議録署名人について小林委員、片山委員にお願いした。 ・会長の選任について、事務局より説明をお願いする。
【事務局】	◇会長の選出について説明
【議長】	・事務局から説明があったが、ご意見はあるか。 →事務局より案はあるか。 ・事務局より案はあるか。
【事務局】	・市議会において都市経済副委員長の要職を務めている、岡部委員が適任と考えている。
【議長】	・事務局より提案があったが、意見等あるか。 →異議なし ・岡部委員を会長に選任する。会長が決まったので、議長を岡部会長と交代する。
【議長】	◇ 岡部会長より挨拶
【事務局】	・岡部会長に進行をお願いする。
【議長】	・続いて、副会長の選任であるが、会長の指名でお願いする。 →了承 ・大越委員にお願いする。 →了承
諮問第1号 龍ヶ崎市松ヶ丘2丁目1-5におけるホテルの建築について	
【議長】	・議題に入る。 ・諮問第1号 龍ヶ崎市松ヶ丘2丁目1-5におけるホテルの建築について、事務局より説明願う。
【事務局】	◇資料に基づき 龍ヶ崎市松ヶ丘2丁目1-5におけるホテルの建築について説明を行う。
【議長】	・事務局より諮問があったが、ご質問・ご意見等はあるか。

【小林委員】	・添付資料についている条例について、昭和 60 年の条例だが、今の時代の背景にあっているか事務局で確認は取っているか。
【事務局】	・現在も特殊旅館かどうかということについては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以降「風営法」と記す。）の規定と照らし合わせて確認し、審査していくこととしている。
【大竹委員】	・特殊旅館の審議という議題は理解できる。龍ヶ崎都市計画審議会の委員として出席している。まちなか再生、都市計画レベルでまちをどうするかという困難さがあるが、この委員会は特殊旅館か否かを論じ合い、決める委員会と理解していなかった。受け付けした際に、事前の話を含め、委員会の規定の中で、都市計画レベルでどうなのか規定はどうなのか、旅館が足りているのかどうか、事前の話があってもよかった。 ・審議の内容とは違うが、審議が終わった後で、そういうお話をやらせてほしい。議長に提案させていただく。
【議長】	・特殊旅館審議会委員の役割や、大竹委員の言っていることが、この審議会の枠を超えているのか、いないのか、事務局に確認したい。
【大竹委員】	・市民が我々に求めるのは、審議した結果、理由に対し賛同できるのか否かが必要な要素なので質問した。
【議長】	・事務局
【事務局】	・特殊旅館の条例は、健康で明るい住みよい街づくりの推進を図るところで、特殊旅館と指定されるホテルの建築は、龍ヶ崎市の中では立地しないという趣旨になっている。風営法でも、基本的には近隣商業以上でないと建築できないことになっている。特殊旅館は、龍ヶ崎市では立地しないことが条例の趣旨となっている。 ・大竹委員からあった市内に一般的な宿泊ができる施設が多いか少ないかの議論は、今まで正式にやられた経緯がない。この審議会とは別に、今後宿泊施設が必要かどうかは岡部委員、大竹委員以下審議会の方も一緒に話し合いをし、宿泊施設の在り方を、まちづくりの中で検討していく必要があると考えている。 ・協議の場が必要であれば、宿泊施設の必要性を議論する場を設けることを都市計画課事務局の中で考えていきたい。
【議長】	・この審議会は、特殊旅館に当たるか否かを審議する会という認識を皆さん理解していると思う。大竹委員からの都市計画上の旅館などについては別の場で、市議会とか含めて、検討していかなければならないと思うが、大竹委員よろしいか。
【大竹委員】	はい。よろしく願います。
【議長】	・他にご意見、ご質問等はあるか。
【宮本委員】	・市内に、ホテルができて非常に我々としては大変であり、競争が激しくなるばかりであるが、このコンテナホテルは北関東で軒並み増えている。非常に問題にもなっている。旅館業法も関係なく、消防法も我々ホテルと違っている。 ・これはトレーラーハウスという位置づけなのか。
【事務局】	・そうです。
【宮本委員】	・ホテルは、固定資産税がすごい、固定資産税がかからず、重量税となるのか。
【事務局】	・ナンバー登録をするので、車両としての税金がかかる。

【宮本委員】	・タイヤがついてるコンテナハウスと、ついていないものがある。龍ヶ崎にできるのはタイヤのついているタイプか。
【事務局】	・トレーラーハウスといわれているものである。
【宮本委員】	・知り合いでやっている人がいるが、投資商品のようにになっている。非常に節税効果が高く、車両なので償却期間が短い。実際、九州、関西とかのオーナーになっている人がいる。ここはデベロッパが運営はやるのだろうが、実際お金を出しているオーナーが別にいて家賃だけもらい、現地は見に行っただけでなく、お任せ状態という方が多い。節税も効果もあるので、銀行がずいぶん案内していた。おそらくオーナーは別のところにて、地元の方ではないと思われる。
【事務局】	・オーナーというより、あくまでもデベロッパという会社が営業をする形で設置している。
【宮本委員】	・土地は借地か。
【事務局】	・確認していないが、借地になると思われる。
【宮本委員】	・オーナーは別にいると思う。基本的に無人ホテルで、深夜は人がいなくなると思うが、この辺りはどのような説明があったか。
【事務局】	・常時最低でも一人は常駐させると聞いている。
【宮本委員】	・従業員が常駐するのか。
【事務局】	・はい。フロントは無人で機械受付はできるようになっているが、リピーターでないと操作がわからないので必ずつける。食堂は無いが、食事として冷凍食品をフロントで従業員立会いの下、取ってもらうとの説明があった。
【宮本委員】	・慣れている方は、フロントを通らずにチェックインすると思う。事前のネット予約だとどこの誰が泊まっているかがわからず、事件の起きる可能性とかも考えられる。我々も、事件性のあるお客さんを泊めてしまったことが何回もあるので、その辺は防犯カメラとかで管理するということか。
【事務局】	・防犯カメラについては複数設置し、駐車場や通りからの出入りはすべて網羅する台数の防犯カメラを設置し、住宅地側は、プライバシーの関係で写さないようにすると説明を受けている。
【宮本委員】	・わかりました。完全に無人じゃない。
【事務局】	・申請者からは、最低でも一人は常駐しており、チェックアウト後に、部屋の清掃等をしている間は、作業をする方と入れ替ると聞いている。
【宮本委員】	・基本的に休憩は認めない、ということか。
【事務局】	・休憩は認めない。宿泊だけで、チェックインとチェックアウトの間に関しては、室内の清掃等でお客さんは入れないと聞いている。 ・ツインの部屋もあるが、ダブルベットの部屋が大半で、ダブルの部屋だと、そういうことを目的にと考えられてしまうところがあるとの質問をしたところ、宿泊者の大半は仕事で来ている方で、大きめのベットでゆっくり休んでいただきたいとの考えから、ダブルベットを入れているが、シングルルームとしての宿泊手続きを取っているとの話であった。
【宮本委員】	・わかりました。
【小林委員】	・この場所でやるということを行政では進めていくという認識でよいか。それともまだ

	<p>受付の段階で進んでいないのか。場所がすごく良いので、商業施設が立地できそうな場所に、あえてトレーラーハウスというのはどうなのか。調整区域でもいいと思うが。</p>
【事務局】	<p>・トレーラーを置いているだけで、建築物ではないということであれば調整区域でもできなくはない。</p>
【小林委員】	<p>・建築物ではないという認識だが。</p>
【事務局】	<p>・ホテルとして、受付の建物は建築物として立地をすることで確認している。ここは市街化区域の第一種住居なので、今回計画が上がってきたなかで、そこではできないので、やめてくださいとは法律上言えない。</p>
【小林委員】	<p>・特殊旅館かどうかというのはわからないが、近商以上じゃないと特殊旅館は難しいと思う。その位置付けが大事だと思っている。トレーラーハウスという説明があったが、別にここではなく、市街化ではなく、調整でもいいのではないかと。すごくいい立地の場所に持ってくる必要があるのかを協議したのかが気になる。そこにトレーラーハウスがくるのは、住宅地も多い中で、リスクが高いかと、そもそもの目的の中に教育環境の保全がある中で、小学校も近い、住宅地も近い、条件的に合致しているのか。先ほど宮本委員の話のように、風営法がどうなるのか、宿泊者以外の風俗系の者を呼ばれてしまうリスクもある。一人はいるが、これだけ広いところから入ってもわからない。風俗系の者が入って来てもわからないかもしれない、その管理まで行き届くのか、そういうのが横行して、生活環境、教育環境が整うのか、この立地だから心配だというのが正直ある。その辺は、事務局、行政としてはどのような認識あるかを伺いたい。</p>
【事務局】	<p>・風俗系の者を呼ばれてしまうとと言われると、ここだからやるということではなく、日本全国どこのホテルでも容認してるところもあるのではないかと。この場所での立地についても、建築基準法上、第一種住居でホテルの立地については、延床三千㎡まで認められている。</p> <p>法律上、ホテルをここに立地したいといわれると、これを否定することもできない。都市計画マスタープラン上、浴道サービス業を立地することについては否定することはできないことから、市としてもこの計画についてはやむを得ないとせざるを得ない。</p> <p>・風営法の絡みの話も出たが、現段階では、風営法にかかる届出、許可は必要ないということで申請者側からは聞いている。パンフレット等で見ると、他の地域でも同様の形態で営業しており、風営法の手続きも不要な営業形態になっていると聞いている。</p> <p>・条例でいう特殊旅館とは、あくまでも構造、設備形態を言っており、特殊旅館なのか否かというところをご審議いただかざるを得ない。基準法上立地可能になっている場所で、行政側あるいはその他のところでこれを止めるということはできず、各法令をクリアしているのであれば立地可能と考えている。</p>
【小林委員】	<p>・都市計画、建築基準法上、条例としても別に問題はないということは理解してはいるが、近隣住民がいる中で、クレームが出ないようにというのと、小学校などが近いので、そういう施設になり得るのであれば、ひとつの意見として、交換条件ではないが、生活環境、教育環境を、保全と書いてあるので、それを必ず守ってもらえる運営体制が整えられるのかは気になる。生活環境、教育環境も、審議会で決めた時に、誰が了解したか矛先が飛んでくることがあると思うので、そういうところは消していった方がいいと思</p>

	い意見させてもらった。
【事務局】	・近隣の住民の方への心配かと思うが、条例上は、計画の公開として、道路に面した部分にホテル建築計画の概要を、県道側と住宅地側に事前に看板を出している。看板を見て説明会等の要望があった場合は、説明会等をしてくださいと規定している。
【大竹委員】	・パンフレットでは、庭があり、伸び伸びしている感じが見えるが、お酒が入り、7月、8月の陽気のいい時にはバーベキューも想定される。大きく騒ぎ、近隣に迷惑かけるような場合、どのような形で行政指導ができるのか、付帯事項をしっかりとつけてもらいたい。法的に全部クリアする業務ですということだけではなく、近隣の生活者の環境を守るため、何かいい知恵を働かせ、住民、また、龍ヶ崎自体が歓迎できるような何かを伝えないと、「はいわかりました」とはいかない。龍ヶ崎の場合は、インバウンド観光等のビジョンも大きく出てきているわけではない。インバウンド観光が非常に盛んになれば、関係人口を増やしてゆく中で施設としては悪くない、という話になると思う。しかし、都市計画レベルでは100パーセントいいとは思えない。
【宮本委員】	・ビジネスホテルを営んでいるが、先ほどのどうなるかという予測ですが、風俗系の者は入り放題です。うちでは玄関で誰が入るか全部チェックし、なるべく入れないようにしている。早めには中からは出られるが、外からは入れないように自動ドアにして見張っている。これは入り放題だし、警察からも「誰が泊まったかパスポートのコピーなどをきちんと取りなさい。」「誰が泊まったかわからないような人は泊めてはいけない。」との指導もある。これは完全に誰でも泊れるので、犯罪の温床になるのではないかなと思う。消防については、煙感知器が鳴っても直接消防署につながっていないと思う。
【片山委員】	・今は、つなげる義務はないはず。
【宮本委員】	・ないですね。うちもつながってない。そのため必ず常時1人以上人がいて、まず火事かどうか現場を見に行き、火事であれば初期消火、避難誘導をする、そこで初めて通報する。それが本当にできるのか疑問。また、未だに事件がないのは、ないから、表に出てこないのかと思うが、同業者として、心配はある。そういうところをすごく気にして、商売やっている。
【議長】	・事業者に対して何かしらの対応ができるか聞いて、事務局から回答願う。
【宮本委員】	・火災報知器はどうなっているのか。煙感知器が鳴った場合の対応は。
【事務局】	・確認はしていない。
【議長】	・今回はトレーラーという新しい案件だと思うが、建築関係から見るとどうなのか、ご意見いただければ、大越委員いかがか。
【大越委員】	・この建物を見た限りでは、建築士から見ると、まずは住環境ではなく衛生面となる。給水排水がきちんと処理できているか。次に、近隣に対しての騒音。音がするクーラーの室外機に関しては、東側は全部目隠しパネルで対処し、北、西、南に関しては、見通しがいいようにフェンスを設置。雨水に関しては、現地で浸透、雨水の枳はないので。これで衛生的なものはクリアしている、騒音に関してもクリアをしている、それ以外の、敷地内でバーベキューをやる、風俗系の者を呼ぶ、これは私の範疇外で、意見は言えない。 建物としては一応大丈夫であると判断している。

【議長】	・建築に関しては大丈夫という意見があったが、本当に大丈夫かという意見も出ている。仮に特殊旅館には該当しないと答申するにしても、意見を付けての答申でないと難しいと思われるが、いかがか。
【事務局】	・そのような形でよい。
【議長】	・今日出された意見を再度まとめたうえでなければ答申は出せない。主に近隣周辺への騒音上の影響、防犯上や消防面などが出されたが、事務局で内容を整理し、意見を付する案をまとめることはできるか。
【事務局】	・最終的に審議し、決を取るようになるが、意見として、小林委員、宮本委員と片山委員からあった意見、運営形態や消防設備の問題等がどうなるのか、施設上の対応をしっかりと、とのお願いになると思うが、事業者には、審議会から意見が出ている内容を伝え、お願いするという形を取ればと思う。 内容については、小林委員からの、子供さん、近隣住民と生活環境の全体的な影響がないようにということ、運営形態については、風俗系の者が入りやすいような状況にはならないように、消防設備、消防上の安全を確保するという意見を取りまとめる。 以上でよいか。
【小林委員】	・経営や運営の問題について聞きたいことが多かったので、事業者がこの場にいた方が聞きやすかった。気になるところや、運営上のことが大越委員の発言のとおり、建物上は問題ないのは、プロなのでわかっていると思う。行政側、事務局側が回答する内容が100パーセントではないと思う。 土地は借地でやると思うが、投資目的のものであることは間違いないのはわかる。それとは別に、運営上問題がないのかが第一であり、セキュリティ上とか細かいところが反映されたものが出てきて審議できるのか、それとも、ここで終わって、あとは事務局にお願いして終わりなのか、今後のスケジュールはどんな予定なのか。
【議長】	・小林委員としては再度説明会をしてほしいということか。
【小林委員】	・やはり事業者から話を聞きたいと思う。近隣住民からもいろいろな意見が出てくると思う。
【事務局】	・今、現地にそのための看板が立ててある。住民が説明会を求めれば、事業者は説明会を開くようになる。事業者側が説明会を開き、説明会の質疑、回答が市に上がってくるよう、条例で定められている。地元から説明を求めることは可能ではある。
【小林委員】	・求められないと、開催しないのか。
【事務局】	・そうなる。
【大竹委員】	・審議会に出たものに対し、クレームが住民からあった場合の対応があれば、例えば、夜中にバーベキューをして騒いでうるさい。市民としては想定してなかったが、実際になった場合はうるさいからなんとかしてほしいと、行政に行くのではないか。それに対し、業者がどのような対応をするのか。クレームに対しての対応をしっかりと業者から聞いてほしい。
【議長】	・小林委員としては、この場では判断は、まだできないということか。
【小林委員】	・いいのではないかと、いう場所なのか。この審議会は、どこまで意思決定をすべき機関なのかがわからない。事業者から話を聞いたうえで、いいのではないかと、いうのはわ

	<p>かるが、当事者がいない中でどこまで進める案件なのか疑問に思う。</p> <p>市内にも外国人がたくさんいる。事件が最近も起きている。派遣会社で勤めに来て、派遣切りされて住むともなくなった方もたくさんいるのはご存知だと思うが、そういう方も入り込みやすくなる。このようなフロントはどうなのかなど多くの疑問がある。それは、今回回答できないものなので。</p>
【議長】	<p>・委員が疑問に思っている点で事務局が回答できないものが何点かある中で、事務局は、審議結果に依存するものなのかというのものもある。例えば、その共通の疑問は事務局からの意見に対して、回答を得られた時点で、再度審議する方法もあるかと思うが。</p>
【小林委員】	<p>・書面の回答で良い。セキュリティ上の問題だと思うので、それに対する計画などを出してもらえるか、住宅地が近いところも含めて、理解した上で回答があれば、会社としての方針が伺えればよい。</p>
【議長】	<p>・条例上は特殊旅館には該当しないが、意見に対し回答が欲しいということにすることで、この場で審議の決を取っても良いか。</p>
【小林委員】	<p>・特殊旅館に該当しないのであれば、この条例は該当しないということになるのか。</p>
【議長】	<p>・条例上の解釈になるのか。</p>
【小林委員】	<p>・そうすると、元々のベースがない。トレーラーハウス、トレーラーホテルに関しては、災害の時すごい役立つので、いいと思う。やるのはいいが、この場所でのというのが引かかる。条例が添付されているが、特殊旅館でないのであれば、条例は全く意味がないものではないか。最初に質問したが、行政としては、事務局としては何をベースに協議しているのかが気になる。</p>
【事務局】	<p>・条例の補足だが、特殊旅館にならなかった場合、そもそも意味がないのということだが、条例の第 10 条で、環境保全の義務として、事業者については、特殊旅館ではないと決定した場合においても、良好な生活環境や教育環境には、保全に反することに常に努めなければならないとなっている。特殊旅館ではないとなったとしても、条例上は、保全に努めなければならないという義務が課されるという認識である。</p>
【小林委員】	<p>・条例を今日渡され、初めて拝見しているので全部読み切れない。最初に説明が欲しかった。</p>
【事務局】	<p>・申し訳ない。</p>
【小林委員】	<p>・特殊旅館に当たらないのであれば、ここに書いてありますよって言われても難しい。</p>
【事務局】	<p>・事務局として申し訳なかった。</p>
【議長】	<p>・事前配布なされていなかったのか。</p>
【小林委員】	<p>・条例は配られていなかった。</p>
【事務局】	<p>・申請者から出てきた資料だけを渡していた。条例などは、本日渡した。</p>
【事務局】	<p>・事務局で事前に配布していなかったことについては、事務手続き上申し訳なかった。合わせて見ていただくと、15 条の中で、審議会が必要であると認めるときには、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができるとされているので、色々確認したい、確認しなければいけないことが出ている。もし、本日、審議会として意見を出せない、決定できなということであれば、お手をかけてしまうが、再度、関係者の出席を求めて意見を徴収して審議をするということも可能になる。</p>

	<p>また、提案いただいたように、特殊旅館か否かを設備だけで考え、審議会として条件を付して、答申し、事業者からの回答を委員に報告するとの形を取ることも可能かと思う。今日方向性を示していただければ、事務局で手続きを取らせていただく。</p>
【議長】	<p>・仮に、今回は審議決を取らないで、継続審議とする形で、次回、開催することはスケジュール的に問題ないのか。</p>
【宮本委員】	<p>・そもそも特殊旅館かどうかという分け方があまり意味ないと思う。実際、ラブホテルじゃなくても、普通のホテルでも休憩を認めているところはある。土浦のホテルは、出入り自由なところが多くあり、日中も回転させている。いい例が某ホテルで稼働率 101 パーセント、102 パーセントとなっている。全部日中休憩で売っているからで、休憩だろうがなんだろうが、利用したいというお客さんに売っている。いってみればラブホテルと同じ使い方だし、ホテルである以上、風評被害もあるので、絶対認めてはいけないとのスタイルで撃退している。知らずに来館する客に「ダメですよ」と言うと、「ダメなの、ここ」とか。「土浦は全然オーケーだよ」みたいな言い方をされる。実際地方行くとオーケーなところがいっぱいあり、その中で、特殊旅館かどうかの区切り自体があまり意味ないという気がする。</p> <p>・ここも、おそらくそのチェックインの時に、無人ではあれ、これだけ増えていて何の問題も出てないということは、ネット上で情報を書かせる。あるいは免許証をカメラで撮って送るとかやらせているはず。おそらく法的には、完璧にしているはずである。私も聞いた時に、車両だから固定資産税も違うとか、あるいは旅館組合に入っていない。旅行サイトの担当などに聞くと、フォローすらしていない。アールナインは無人ホテルだし、本部一括で商談しているのか全然わからないが、企画などは本部のひと握りの人間がやっているようで、現地では本当にただ受け入れだけをしている。おそらく法的には何にも問題はないが、心配なのは、フロントでチェックしていても入ってきてしまうのに、車横付けて、カードなのかスマホでチェックインなのかわからないが、そのまま入って、チェックアウトも事前カード決済で誰とも会わずに出入り出来てしまうことである。</p>
【片山委員】	<p>・事前カード決済のみとなる。</p>
【宮本委員】	<p>・多分そうでしょう。カメラで見て録画も撮っているのであろうが、誰が泊ったのかもわからない。よく事件が起きないというのが正直不思議である。龍ヶ崎の立地ではインバウンドはまず泊まらない。観光地だとバイク利用者とかが泊まる。家族旅行に行った先で寝るだけで、食べ物は現地で美味しいものを食べる。といった利用の仕方。しかし龍ヶ崎は観光地ではないので、利用者は工事関係の人が主だと思う。スポーツでの宿泊は食事が無いから泊まらない。ツインが 4 つしかない。だからスポーツ団体は考えてない。おそらく阿見の工業団地の送迎バスも龍ヶ崎市駅を使っているので、阿見の工業団地の工事関係のお客さんを見込んでいるのだと思う。少し心配だなと思う。実際牛久にもアールナインができる計画がある。</p>
【事務局】	<p>・そういう話は聞いている。</p>
【宮本委員】	<p>・6号線の少し入ったところ。とにかく、かなり増えている。法的にも問題ないから止めようがない。しかもレスキューホテルという名目の切り口で入ってくるので、市長としても、そういう施設を確保できるというのはアピールにもなるのではないかな。ほんとにうまい</p>

	売り方だと感心する。宿泊者の管理などはネットの技術を使ってやるのであろうが、少し心配はある。
【小林委員】	・特殊旅館ではないことは間違いないか。
【宮本委員】	・間違いない。審議しても、ラブホテルではないので止めようがないというのが本音。
【議長】	<p>・法律上は特殊旅館ではないということである。この審議会では審議、協議できることがいろいろあると思うが、市議会議員もおりますし、宿泊者管理の技術に関しては、いろいろなやり方があると思うが、今回は新しいケース、特殊なケースでもあるので、いろいろと貴重な意見をいただいている。今日出た意見をまとめて、この場では答申することとして、意見を付して回答をもらえるようにし、審議結果を答申する形でよいか。ほかに意見はあるか。</p> <p>いろいろな業界、専門的なところから貴重な意見がたくさん出たので、条例上は違反していないということではあるが、今回出た意見を付した答申ということで良いか。</p>
【委員】	・異議なし。
【議長】	・異議なしということなので、意見を付した形で市長に答申したいが、事務局、何かあるか。
【事務局】	・意見に対しての回答をまとめ、各委員に周知するという形で進める。
【議長】	・その形でお願います。皆様本日は、本日の議案については以上となる。
5 閉会	
【事務局】	<p>本日はお忙しい中お集まりいただき、熱心なご審議をしていただいた。</p> <p>今回の答申は、事業者に意見を付して出す。事業者から意見が帰り次第、各委員と共有する。</p> <p>以上をもって令和 7 年度第 1 回龍ヶ崎市特殊旅館審議会を閉会する。慎重なご審議、ありがとうございました。</p>
<p>令和 年 月 日</p> <p>会議録署名人 _____</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>会議録署名人 _____</p>	